⑵　平均給与額の最低保障額等の改正

一般職の国家公務員の給与水準の変動等に対応して、次の事項について改正を行った。

ア　年金たる補償等に係る平成26年度の補償額の算定に用いる平均給与額の改定率（平成２年人事院公示第８号の一部改正）

イ　平成26年度の年金たる補償等に係る平均給与額の最低限度額及び最高限度額（平成４年人事院公示第６号の一部改正）

ウ　平成26年度の遺族補償一時金等の算定における既支給額の再評価率（平成４年人事院公示第７号の一部改正）

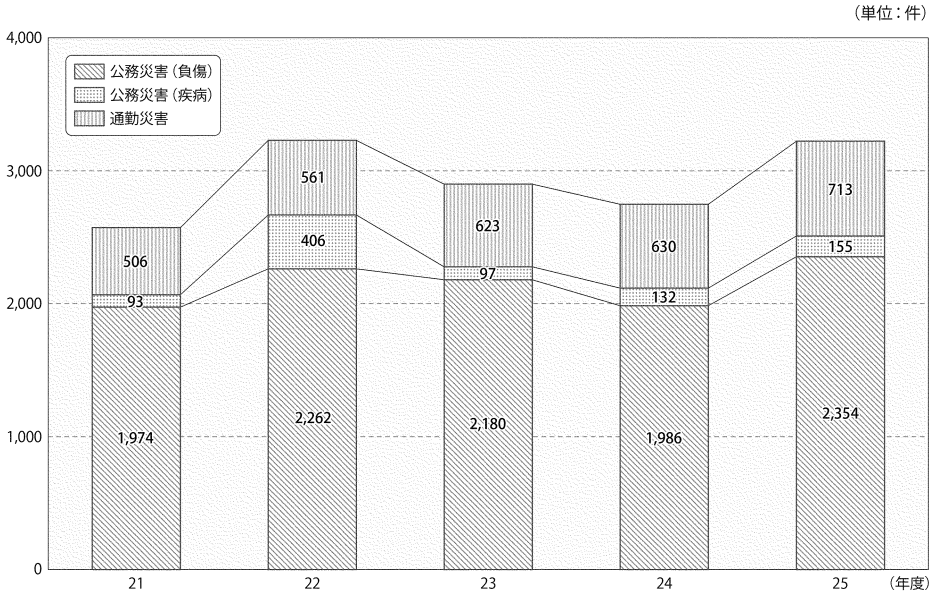
エ　平均給与額の最低保障額（平成８年人事院公示第11号の一部改正）

2　災害補償の実施状況

補償法は、常勤・非常勤を問わず、一般職の国家公務員に適用され、その適用対象職員数は約51万人（平成25年７月現在）である。

平成25年度に実施機関が公務災害又は通勤災害と認定した件数は3,222件（公務災害2,509件、通勤災害713件）であった（図５－８）。

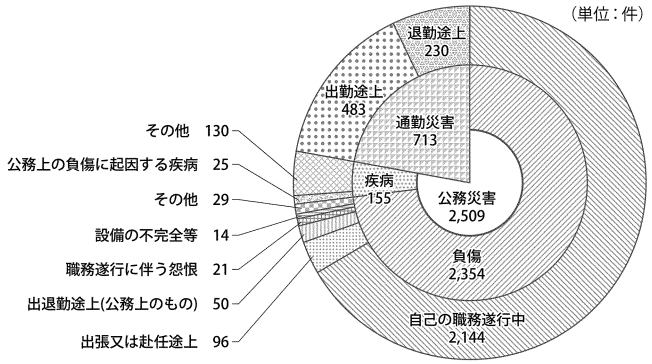
図5-8　公務災害及び通勤災害の認定件数の推移



公務災害については、負傷によるものが2,354件（93.8％）、疾病によるものが155件（6.2％）となっている。

通勤災害については、退勤時よりも出勤時におけるものが多く、483件（67.7％）となっている（図５－９）。

図5-9　公務災害及び通勤災害の事由別認定状況



平成25年度に実施機関が実施した補償及び福祉事業の件数は10,897件（補償7,314件、福祉事業3,583件）であり、その金額は約80億円（補償約63億円、福祉事業約16億円）となっている（図５－10）。

図5-10　補償及び福祉事業の種類別実施金額

